

資料2

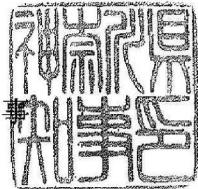
水第1455号

令和5年7月21日

神奈川県内水面漁場管理委員会会長

井貫晴介 様

神奈川県知事



第5種共同漁業権遊漁規則の認可について（諮問）

のことについて、別添のとおり、相模川漁業協同組合連合会ほか4組合
から遊漁規則の認可申請がありましたので、第170条第4項の規定に基づき、
貴委員会の意見を求めます。



資料 2

遊漁規則認可申請内容の審査について

1. 申請状況

項目	根拠法等	申請状況	審査結果
申請書	・遊漁規則(変更)の認可についての審査基準 ・漁業権免許申請手続き等説明会資料	・申請書(手数料3,700円) ・総会(総代会)議事録 ・遊漁料算定資料 ・制定(変更)後遊漁規則 ・新旧対照表 ・変更理由書	適
遊漁規則に規定する事項	漁業法第170条第2項 漁業法施行規則第57条	規定すべき内容は全て定めてある。	適
遊漁規則認可の要件	漁業法第170条第5項	遊漁を不当に制限するものでない。 遊漁料の額が水産動物の増殖及び漁場管理に要する費用の額に比して妥当である	適
遊漁規則制定の決議	水産業協同組合法第48条第1項第9号	総会又は総代会において2/3以上の賛成により可決されている	適

2. 全体に共通する変更内容(別紙1)

(1) 遊漁承認証および監視員証の記載事項を記し、様式を削除する。

オンラインシステムによる遊漁承認証が普及しつつあること等から、軽微な様式変更が生じた際に規則変更を行う必要がないように、記載すべき事項が含まれていれば様式は問わないこととするものです。

なお、これは令和4年7月26日付け4水管第1167号で水産庁により示された遊漁規則例に合わせた変更です。

(2) 施行日を令和5年9月1日とする

遊漁規則は漁業権免許と同時に効力が発生するため、令和5年9月1日を施行日とします。

3. 漁業権ごとの変更内容

(1) 内共同第1号、2号(相模川漁業協同組合連合会)

令和3年12月に遊漁規則改正により開始した、やまめ、いわな、にじますのキヤッチアンドリリース(以下、C&R)について(別紙2)のとおり区間を拡大する。

【理由】

- ・当該C & R区間が遊漁者から好評であり、期間延長を望む声が大きいため。
- ・漁場に遊漁者が入ることで、カワウの食害防止効果が期待できるため。
- ・C & R区間ではマナーの良い遊漁者が多く、トラブルが生じていないため。

(2) 内共第3号(酒匂川漁業協同組合)

(ア) ルアーを使用する場合を除き、リールを使用したあゆの採捕を禁止する

【理由】

- ・アユルアーの解禁に伴い、リールを使用してコロガシや毛バリによりアユ釣りを行おうとする遊漁者が現れているため。
- ・漁場で他の遊漁者とのトラブルが生じる恐れがあるため。

(イ) 区域及び時期を限定してニジマスのC & R区間(別紙3)を設定し、軟質プラスチック疑似餌、カエシ付きの針及びトリプルフックの使用を禁止する。

【理由】

- ・近年、遊漁者の間でC & Rによるルアーやフライ釣りが流行しており、酒匂川でも解禁を望む声が多く上がっているため。
- ・区域及び時期を限定してC & R区間を設定することで、若者を中心に遊漁者の増大が期待できるため。
- ・C & R区間における使用漁具に制限を設けることで、再放流効果の向上が期待できるため。

(3) 内共第5号(芦之湖漁業協同組合)

芦ノ湖東岸にある蛭川養魚場周辺の一部区域(別紙4)について、10月1日から11月30日までの期間、手釣、竿釣、曳縄釣を禁止する。

【理由】

- ・芦之湖漁協では自湖で採捕したヒメマスから人工採卵して増殖を行っており、採卵に使用する親魚は、秋に産卵遡上のために蛭川養魚場の流れ込み付近に集まったヒメマスを採捕することで確保している。
- ・近年、遡上時期にヒメマスが集まる流れ込み付近へと立ちこむ遊漁者が増加しており、増殖事業に支障をきたしていることから、期間と区域を定めて遊漁を制限する。

(4) 内共第6号(湯河原観光漁業協同組合)

にじます漁業の削除に伴う規則変更

千歳川においてにじますが漁業権の対象ではなくなったことから、遊漁規則からにじますに係る内容を削除いたします。

4. 遊漁規則の内容の妥当性

漁業法では、申請のあった遊漁規則が以下の各号に該当する場合、都道府県知事は認可しなければならないこととされています。

(1) 遊漁を不当に制限するものでないこと。

(2) 遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであること。

(1) については、遊漁を制限するものは、行使規則においても同様の内容で制限することから、遊漁を不当に制限するものではないと判断いたします。

(2) については、令和5年以降の計画増殖量に基づき再計算を行ったところ、いずれも妥当な遊漁料の額であると判断いたします。(別紙5)

5. 根拠法令

漁業法(抄)

(遊漁規則)

第一百七十条 内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者は、当該漁場の区域においてその組合員(漁業協同組合連合会にあつては、その会員たる漁業協同組合の組合員)以外の者のする水産動植物の採捕(次項及び第五項において「遊漁」という。)について制限をしようとするときは、遊漁規則を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 前項の遊漁規則(以下この条において単に「遊漁規則」という。)には、次に掲げる事項を規定するものとする。

一 遊漁についての制限の範囲

二 遊漁料の額及びその納付の方法

三 遊漁承認証に関する事項

四 遊漁に際し守るべき事項

五 その他農林水産省令で定める事項

3 遊漁規則を変更しようとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。

4 第一項又は前項の認可の申請があつたときは、都道府県知事は、内水面漁場管

理委員会の意見を聴かなければならない。

5 都道府県知事は、遊漁規則の内容が次の各号のいずれにも該当するときは、認可をしなければならない。

一 遊漁を不当に制限するものでないこと。

二 遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであること。

6 都道府県知事は、遊漁規則が前項各号のいずれかに該当しなくなつたと認めるときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その変更を命ずることができる。

7 都道府県知事は、第一項又は第三項の認可をしたときは、漁業権者の名称その他の農林水産省令で定める事項を公示しなければならない。

8 遊漁規則は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。その変更についても、同様とする。

漁業法施行規則

(遊漁規則に規定すべき事項)

第五十七条 法第百七十条第二項第五号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 漁場監視員に関する事項

二 違反者に対する措置に関する事項

水産業協同組合法

(総会の議決事項)

第48条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

九 漁業権行使規則若しくは入漁権行使規則又は遊漁規則の制定、変更及び廃止

○内共第1号・2号 第5種共同漁業権 遊漁規則

新旧対照表

相模川漁業協同組合連合会

新	旧																				
<p>第1条、第2条 (略)</p> <p>(漁具、漁法の制限)</p> <p>第3条 この漁場区域においては、第2条に掲げる漁具、漁法以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。</p> <p>2 投網による遊漁は次表のア欄に掲げる期間内でイ欄に掲げる区域内でなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ア 期 間</th><th>イ 区 域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>周 年</td><td>馬入橋(国道1号線)上流端から基点A、Bを結ぶ線まで</td></tr> <tr> <td>6月1日～翌年3月31日まで</td><td>平塚市四之宮4丁目1,917番地と寒川町一之宮6丁目3,052-8番地とにかく高压線より下流馬入橋上流端まで</td></tr> <tr> <td>7月1日～翌年3月31日まで</td><td>座間市入谷地先座架依橋上流端より下流平塚市四之宮4丁目1,917番地と寒川町一之宮6丁目3,052-8番地とにかく高压線まで</td></tr> <tr> <td>8月1日～翌年3月31日まで</td><td>基点O Pを結んだ直線より下流相模原市緑区城山地先小倉橋下流端まで</td></tr> </tbody> </table>	ア 期 間	イ 区 域	周 年	馬入橋(国道1号線)上流端から基点A、Bを結ぶ線まで	6月1日～翌年3月31日まで	平塚市四之宮4丁目1,917番地と寒川町一之宮6丁目3,052-8番地とにかく高压線より下流馬入橋上流端まで	7月1日～翌年3月31日まで	座間市入谷地先座架依橋上流端より下流平塚市四之宮4丁目1,917番地と寒川町一之宮6丁目3,052-8番地とにかく高压線まで	8月1日～翌年3月31日まで	基点O Pを結んだ直線より下流相模原市緑区城山地先小倉橋下流端まで	<p>第1条、第2条 (略)</p> <p>(漁具、漁法の制限)</p> <p>第3条 この漁場区域においては、第2条に掲げる漁具、漁法以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。</p> <p>2 投網による遊漁は次表のア欄に掲げる期間内でイ欄に掲げる区域内でなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ア 期 間</th><th>イ 区 域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>周 年</td><td>馬入橋(国道1号線)上流端から基点A、Bを結ぶ線まで</td></tr> <tr> <td>6月1日～翌年3月31日まで</td><td>平塚市四之宮4丁目1,917番地と寒川町一之宮6丁目3,052-8番地とにかく高压線より下流馬入橋上流端まで</td></tr> <tr> <td>7月1日～翌年3月31日まで</td><td>座間市入谷地先座架依橋上流端より下流平塚市四之宮4丁目1,917番地と寒川町一之宮6丁目3,052-8番地とにかく高压線まで</td></tr> <tr> <td>8月1日～翌年3月31日まで</td><td>基点O Pを結んだ直線より下流相模原市緑区城山地先小倉橋下流端まで</td></tr> </tbody> </table>	ア 期 間	イ 区 域	周 年	馬入橋(国道1号線)上流端から基点A、Bを結ぶ線まで	6月1日～翌年3月31日まで	平塚市四之宮4丁目1,917番地と寒川町一之宮6丁目3,052-8番地とにかく高压線より下流馬入橋上流端まで	7月1日～翌年3月31日まで	座間市入谷地先座架依橋上流端より下流平塚市四之宮4丁目1,917番地と寒川町一之宮6丁目3,052-8番地とにかく高压線まで	8月1日～翌年3月31日まで	基点O Pを結んだ直線より下流相模原市緑区城山地先小倉橋下流端まで
ア 期 間	イ 区 域																				
周 年	馬入橋(国道1号線)上流端から基点A、Bを結ぶ線まで																				
6月1日～翌年3月31日まで	平塚市四之宮4丁目1,917番地と寒川町一之宮6丁目3,052-8番地とにかく高压線より下流馬入橋上流端まで																				
7月1日～翌年3月31日まで	座間市入谷地先座架依橋上流端より下流平塚市四之宮4丁目1,917番地と寒川町一之宮6丁目3,052-8番地とにかく高压線まで																				
8月1日～翌年3月31日まで	基点O Pを結んだ直線より下流相模原市緑区城山地先小倉橋下流端まで																				
ア 期 間	イ 区 域																				
周 年	馬入橋(国道1号線)上流端から基点A、Bを結ぶ線まで																				
6月1日～翌年3月31日まで	平塚市四之宮4丁目1,917番地と寒川町一之宮6丁目3,052-8番地とにかく高压線より下流馬入橋上流端まで																				
7月1日～翌年3月31日まで	座間市入谷地先座架依橋上流端より下流平塚市四之宮4丁目1,917番地と寒川町一之宮6丁目3,052-8番地とにかく高压線まで																				
8月1日～翌年3月31日まで	基点O Pを結んだ直線より下流相模原市緑区城山地先小倉橋下流端まで																				

新	旧
基点A：平塚市千石河岸 <u>839</u> 番地1先に設置した標識	基点A：平塚市千石河岸 <u>891</u> 番地1先に設置した標識
基点B：平塚市須賀2,503番1に設置した標柱	基点B：平塚市須賀2,503番1に設置した標柱
基点O：相模原市緑区小倉字宮原388番地先に設置した標柱	基点O：相模原市緑区小倉字宮原388番地先に設置した標柱
基点P：相模原市緑区川尻字久保沢1,108番のハ地先に設置した標柱 (3～10 略)	基点P：相模原市緑区川尻字久保沢1,108番のハ地先に設置した標柱 (3～10 略)
11 次表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間においては、採捕した魚の所持又は販売をしてはならず、その場で再放流しなければならない。なお、区域及び期間の公表については、連合会のホームページで行うものとする。	11 次表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間においては、採捕した魚の所持又は販売をしてはならず、その場で再放流しなければならない。なお、区域及び期間の公表については、連合会のホームページで行うものとする。

新			旧		
ア 魚 種	イ 区 域	ウ 期 間	ア 魚 種	イ 区 域	ウ 期 間
やまめ、いわな、にじます	<p>愛甲郡愛川町田代 200 番地先平山大橋橋脚上流端から上流基点 E F を結んだ直線までの中津川の<u>本流及び支流</u>の区域で、連合会が定めて公表する区域。</p> <p>基点 R Q を結んだ直線から<u>上流基点 C D</u>を結んだ直線までの道志川の<u>本流</u>の区域で、連合会が定めて公表する区域。</p> <p>相模原市緑区青根字神の川大瀬戸えん堤上流端から上流の神の川の<u>本流</u>の区域で連合会が定めて公表する区域。</p> <p>基点 MN を結んだ直線から上流水沢堰堤下流端までの水沢川の<u>本流及び支流</u>の区域で連合会が定めて公表する区域。</p> <p>相模原市緑区鳥屋地先広川堰堤上流端から上流相模原市緑区字奥野 3627-166 魚止め橋下流端までの早戸川の<u>本流及び支流</u>の区域で連合会が定めて公表する区域。</p> <p>点 ab を結んだ直線から上流の中津川の<u>本流及び支流</u>の区域で連合会が定めて公表する区域。</p> <p>小鮎川合流点から上流愛甲郡清川村煤ヶ谷地先谷太郎橋上流端の下流 268 メートルの第 1 号石堰堤下流端までの谷太郎川の<u>本流及び支流</u>の区域で連合会が定めて公表する区域。</p>	3月1日より 10 月 14 日までの期間で、連合会が定めて公表する期間。	やまめ、いわな、にじます	<p>愛甲郡愛川町田代 200 番地先平山大橋橋脚上流端から上流基点 E F を結んだ直線までの中津川の区域で、連合会が定めて公表する区域。</p> <p>基点 R Q を結んだ直線から<u>相模原市緑区牧野 10,629 番地先大川原橋下流端</u>までの道志川の区域で、連合会が定めて公表する区域。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	3月1日より 10 月 14 日までの期間で、連合会が定めて公表する期間。

新	旧
基点 C: 神奈川県相模原市緑区と山梨県南都留郡道志村との境界と道 志川左岸との交点	(新設)
基点 D: C から 134 度の直線と対岸との交点	
基点 E: 愛甲郡愛川町半原字馬場 4,941 番 2 に設置した標柱	基点 E: 愛甲郡愛川町半原字馬場 4,941 番 2 に設置した標柱
基点 F: 愛甲郡愛川町半原字向原 5,459 番 2 に設置した標柱	基点 F: 愛甲郡愛川町半原字向原 5,459 番 2 に設置した標柱
基点 G: 愛甲郡清川村宮ヶ瀬字金沢 1,696 番 2 地先の旧東京電力取 水堰天端右岸上流端	(新設)
基点 H: 愛甲郡清川村宮ヶ瀬字金沢 1,696 番 2 地先の旧東京電力取 水堰 天端左岸上流端	
基点 M: 相模原市緑区鳥屋字奥野 3,627 番 160 地先の八丁えん提天 右岸上流端	
基点 N: 相模原市緑区鳥屋字奥野 3,627 番 160 地先の八丁えん提天 左岸上流端	
基点 Q: 相模原市緑区地先道志ダム天端右岸上流端	基点 Q: 相模原市緑区地先道志ダム天端右岸上流端
基点 R: 相模原市緑区地先道志ダム天端右岸上流端	基点 R: 相模原市緑区地先道志ダム天端右岸上流端
a: GからHを見通した線を0度とし、Gを中心として右回りに270度 の線上でGから30メートルの所	(新設)
b: HからGを見通した線を0度とし、Hを中心として右回りに90度 の線上でHから30メートルの所	
第4条から第7条（略）	第4条から第7条（略）

<p>(遊漁承認証に関する事項)</p> <p>第8条 連合会は、第2条の遊漁料の納付を受けた時は、<u>次に掲げる事項を記載した遊漁承認証</u>を遊漁者に交付するものとする。</p> <p>(1)承認期間 (2)魚種 (3)漁具・漁法 (4)遊漁区域 (5)遊漁料の額 (6)注意事項 (7)発行者名</p> <p>2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。</p> <p>3 遊漁者は、遊漁承認証を他人に貸与してはならない。</p> <p>第9条（略）</p> <p>(漁場監視員)</p> <p>第10条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。</p> <p>2 漁場監視員は、<u>次の事項を記載した漁場監視員証</u>を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとする。</p> <p>(1)所属組合 (2)氏名 (3)有効期間 (4)発行者名</p> <p>第11条（略）</p>	<p>(遊漁承認証に関する事項)</p> <p>第8条 連合会は、第2条の遊漁料の納付を受けた時は、<u>別記様式1の遊漁承認証</u>を遊漁者に交付するものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2 遊漁者は、遊漁承認証を他人に貸与してはならない。</p> <p>第9条（略）</p> <p>(漁場監視員)</p> <p>第10条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。</p> <p>2 漁場監視員は、<u>別記様式2の漁場監視員証</u>を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第11条（略）</p>
---	--

附則

1. この規則は令和 5 年 9 月 1 日から施行する。
(削除)

附則

1. この規則は平成 25 年 9 月 1 日から施行する。
2. この規則は平成 26 年 6 月 1 日から施行する。
3. この規則は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
4. この規則は平成 31 年 3 月 25 日から施行する。
5. この規則は令和 3 年 12 月 1 日から施行する。
6. この規則は令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

内共第3号第5種共同漁業権遊漁規則 新旧対照表

酒匂川漁業協同組合

新	旧
<p>1条～第2条（略）</p> <p>（漁具、漁法の制限）</p> <p>第3条 漁場の区域内においては、第2条に掲げる漁具、漁法以外によって遊漁をしてはならない。</p> <p>2 釣竿の場合、竿の使用本数は1人1本とする。但し、こい、うなぎに限り1人2本以内とする。 また、もじりの使用に本数は1人20本以内とする。</p> <p>3 餌（まき餌を含む。）を使用してあゆを採捕してはならない。</p> <p>4 コロガシ、シャクリによって、あゆ以外の水産動物を採捕してはならない。</p> <p>5 あゆ友釣りのハリスの長さは、あゆの尾びれ末端より10センチメートル以内とする。</p> <p>6 ルアーを使用してあゆを採捕する場合、ハリスの長さはルアーの末端より10センチメートル以内とする。</p> <p>7 前項の場合を除き、リールを使用してあゆを採捕してはならない。</p> <p>8 次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄の期間中ウ欄の漁具、漁法によって遊漁してはならない。</p>	<p>第1条～第2条（略）</p> <p>（漁具、漁法の制限）</p> <p>第3条 漁場の区域内においては、第2条に掲げる漁具、漁法以外によって遊漁をしてはならない。</p> <p>2 釣竿の場合、竿の使用本数は1人1本とする。但し、こい、うなぎに限り1人2本以内とする。 また、もじりの使用に本数は1人20本以内とする。</p> <p>3 餌（まき餌を含む。）を使用してあゆを採捕してはならない。</p> <p>4 コロガシ、シャクリによって、あゆ以外の水産動物を採捕してはならない。</p> <p>5 あゆ友釣りのハリスの長さは、あゆの尾びれ末端より10センチメートル以内とする。</p> <p>6 ルアーを使用してあゆを採捕する場合、ハリスの長さはルアーの末端より10センチメートル以内とする。</p> <p>（新設）</p> <p>7 次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄の期間中ウ欄の漁具、漁法によって遊漁してはならない。</p>

ア 区域	イ 期間	ウ 漁具・漁法
小田原市栢山地先報徳橋橋脚下流端から下流へ小田原市飯泉地先飯泉取水堰堤天端上流端から上流へ120メートルまで及び小田原市蓮正寺地先狩川橋橋脚下流端から下流の狩川の区域 南足柄市狩野地先大泉河原橋橋脚下流端から上流へ南足柄市広町地先上山下橋橋脚上流端から上流へ75メートルまでの区域 東海道本線鉄橋橋脚下流端から下流へ	6月1日から 10月14日まで	コロガシ シャクリ コロガシ
小田原市栢山地先報徳橋橋脚下流端から下流へ小田原市飯泉地先飯泉取水堰堤天端上流端から上流へ120メートルまで及び小田原市蓮正寺地先狩川橋橋脚下流端から下流の狩川の区域 南足柄市狩野地先大泉河原橋橋脚下流端から上流へ南足柄市広町地先上山下橋橋脚上流端から上流へ75メートルまでの区域 東海道本線鉄橋橋脚下流端から下流へ	6月1日から 10月14日まで	コロガシ シャクリ コロガシ

基点A・Bの直線までの区域 足柄上郡山北町山北地先山北堰堤天端下流端から下流へ小田原市栢山地先報徳橋橋脚下流端まで及び南足柄市斑目地先文命用水放水門上流端から下流の区域	10月 14日まで 6月 1日から 9月 30日まで	シャクリ コロガシ シャクリ
足柄上郡山北町神縄地先神縄堰堤天端下流端から下流へ山北町谷峨地先東京電力(株)山北発電所取水堰堤天端上流端までの区域	6月 1日から 9月 30日まで	コロガシ シャクリ
酒匂川全域（支流を含む）	3月 1日から 5月 31日まで	毛針 但し、やまめ、いわな、にじますを除く
足柄上郡大井町金手地先足柄紫水大橋橋脚下流端から上流及び小田原市桑原地先富士道橋橋脚上流端から下流の酒匂川の区域（支流を含む）	6月 1日から 10月 14日まで	ルアー 但し、やまめ、いわな、にじますを除く

基点A 小田原市東町四丁目 496 番口に設置した標識

基点B 小田原市西酒匂一丁目 1,653 番 12 に設置した標柱

9 次の表のア欄にかかげる魚種は、イ欄にかかげる区域においてはウ欄にかかげる期間中、探捕した魚の所持又は販売をしてはならず、その場で再放流しなければならない。また、軟質プラスチック製疑似餌、カエシ付きの針及びトリプルフックを使用して遊漁をしてはならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
にじます	足柄上郡山北町岸地先堰堤上流端から足柄上郡山北町向原先文命堤床止工上流端までの酒匂川本流の区域	10月 20日から 1月 31日まで

基点A・Bの直線までの区域 足柄上郡山北町山北地先山北堰堤天端下流端から下流へ小田原市栢山地先報徳橋橋脚下流端まで及び南足柄市斑目地先文命用水放水門上流端から下流の区域	10月 14日まで 6月 1日から 9月 30日まで	シャクリ コロガシ シャクリ
足柄上郡山北町神縄地先神縄堰堤天端下流端から下流へ山北町谷峨地先東京電力(株)山北発電所取水堰堤天端上流端までの区域	6月 1日から 9月 30日まで	コロガシ シャクリ
酒匂川全域（支流を含む）	3月 1日から 5月 31日まで	毛針 但し、やまめ、いわな、にじますを除く
足柄上郡大井町金手地先足柄紫水大橋橋脚下流端から上流及び小田原市桑原地先富士道橋橋脚上流端から下流の酒匂川の区域（支流を含む）	6月 1日から 10月 14日まで	ルアー 但し、やまめ、いわな、にじますを除く

基点A 小田原市東町四丁目 496 番口に設置した標識

基点B 小田原市西酒匂一丁目 1,653 番 12 に設置した標柱

(新設)

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間でウ欄の時間内でなければならない。

ア 魚種	イ 期間	ウ 時間
やまめ	3月1日から10月14日まで	日の出1時間前から 日没1時間後まで
いわな	同 上	同 上
にじます	同 上 但し、別記区域 <u>1</u> においては1月1日 から12月31日まで、 <u>別記区域2</u> においては10月20日から 1月31日まで	同 上
あ ゆ	6月1日から10月14日まで及び12月 1日から12月31日まで、但し、基点 E・Fの直線から上流の世附川、基点 G・Hの直線から上流の中川川及び基 点I・Jの直線から上流の玄倉川の全 域においては、6月1日から10月14 日まで	同 上
う ぐ い	1月1日から12月31日まで、但し、 基点E・Fの直線から上流の世附川、基 点G・Hの直線から上流の中川川及び 基点I・Jの直線から上流の玄倉川の 全域においては、3月1日から10月14 日まで	同 上
おいかわ	同 上	同 上
ふ な	同 上	同 上
こ い	同 上	同 上
う な ぎ	同 上	時間制限なし

基点 E 足柄上郡山北町世附字栗の木日影 889 番 2 に設置した標柱

基点 F 足柄上郡山北町世附字上ノ山 970 番 1 に設置した標柱

基点 G 足柄上郡山北町中川字源蔵 220 番 3 に設置した標柱

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間でウ欄の時間内でなければならない。

ア 魚種	イ 期間	ウ 時間
やまめ	3月1日から10月14日まで	日の出1時間前から 日没1時間後まで
いわな	同 上	同 上
にじます	同 上 但し、別記区域においては1月1日 から12月31日まで	同 上
あ ゆ	6月1日から10月14日まで及び12月 1日から12月31日まで、但し、基点 E・Fの直線から上流の世附川、基点 G・Hの直線から上流の中川川及び基 点I・Jの直線から上流の玄倉川の全 域においては、6月1日から10月14 日まで	同 上
う ぐ い	1月1日から12月31日まで、但し、 基点E・Fの直線から上流の世附川、基 点G・Hの直線から上流の中川川及び 基点I・Jの直線から上流の玄倉川の 全域においては、3月1日から10月14 日まで	同 上
おいかわ	同 上	同 上
ふ な	同 上	同 上
こ い	同 上	同 上
う な ぎ	同 上	時間制限なし

基点 E 足柄上郡山北町世附字栗の木日影 889 番 2 に設置した標柱

基点 F 足柄上郡山北町世附字上ノ山 970 番 1 に設置した標柱

基点 G 足柄上郡山北町中川字源蔵 220 番 3 に設置した標柱

基点 H 足柄上郡山北町中川字小塚 898 番 26 に設置した標柱
基点 I 足柄上郡山北町玄倉字大ノ山 588 番 6 に設置した標柱
基点 J 足柄上郡山北町玄倉字立間 570 番 18 に設置した標柱

別記区域1

足柄上郡松田町寄 5, 571 番地先床固工（通称田代下床固工）天端下流端から下流へ同町寄 1, 164 番地先に設置した標柱までの 700 メートルの中津川の区域、南足柄市矢倉沢字錢窪 1, 653 番地先堰堤（通称錢窪用水路取水堰堤）天端下流端から下流へ同市矢倉沢字川入 238 番の 3 地先堰堤（通称ねがらみ堰堤）天端上流端までの狩川の区域及び足柄上郡山北町中川字西沢 872 番地先西沢吊り橋橋台下流端から下流へ同町中川字石堂 867 番地先東京電力(株)落合発電所取水堰堤天端上流端までの 500 メートルの中川川の区域、足柄上郡山北町世附地先芦沢堰堤下流端から同町世附地先第 6 号石堰堤上流端までの世附川の区域及び足柄上郡山北町世附地先栗ノ木堰堤下流端から世附川との合流点までの大又沢の区域

別記区域2

足柄上郡山北町岸地先堰堤上流端から足柄上郡山北町向原地先文命堤床止工上流端までの酒匂川本流の区域

第5条～第7条（略）

（遊漁承認証に関する事項）

第8条 組合は、第2条の遊漁料の納付を受けたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を交付するものとする。

- (1) 承認期間
- (2) 魚種
- (3) 漁具・漁法
- (4) 遊漁区域
- (5) 遊漁料の額
- (6) 注意事項
- (7) 発行者名

2 遊漁者は、遊漁承認証を他人に貸与してはならない。

基点 H 足柄上郡山北町中川字小塚 898 番 26 に設置した標柱
基点 I 足柄上郡山北町玄倉字大ノ山 588 番 6 に設置した標柱
基点 J 足柄上郡山北町玄倉字立間 570 番 18 に設置した標柱

別記区域

足柄上郡松田町寄 5, 571 番地先床固工（通称田代下床固工）天端下流端から下流へ同町寄 1, 164 番地先に設置した標柱までの 700 メートルの中津川の区域、南足柄市矢倉沢字錢窪 1, 653 番地先堰堤（通称錢窪用水路取水堰堤）天端下流端から下流へ同市矢倉沢字川入 238 番の 3 地先堰堤（通称ねがらみ堰堤）天端上流端までの狩川の区域及び足柄上郡山北町中川字西沢 872 番地先西沢吊り橋橋台下流端から下流へ同町中川字石堂 867 番地先東京電力(株)落合発電所取水堰堤天端上流端までの 500 メートルの中川川の区域、足柄上郡山北町世附地先芦沢堰堤下流端から同町世附地先第 6 号石堰堤上流端までの世附川の区域及び足柄上郡山北町世附地先栗ノ木堰堤下流端から世附川との合流点までの大又沢の区域

（新設）

第5条～第7条（略）

（遊漁承認証に関する事項）

第8条 組合は、第2条の遊漁料の納付を受けたときは、別記様式第1号の遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を交付するものとする。

2 遊漁者は、遊漁承認証を他人に貸与してはならない。

(漁場監視員)

第 10 条 漁場監視員は、この規則に励行に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視委員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) 発行者名

第 11 条 (略)

附 則

1. この規則は令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

(様式削除)

(漁場監視員)

第 10 条 漁場監視員は、この規則に励行に関して必要な指示を行うことがある。

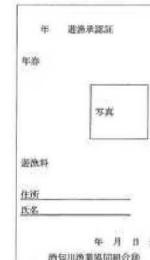
2 漁場監視委員は、別記様式第 2 号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

第 11 条 (略)

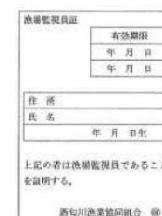
附 則

1. この規則は平成 25 年 9 月 1 日から施行する。
2. この規則は平成 30 年 1 月 1 日から施行する。
3. この規則は令和 3 年 5 月 10 日から施行する。
4. この規則は令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

様式 1



様式 2



内共第4号第5種共同漁業権遊漁規則 新旧対照表

早川河川漁業協同組合

内共第4号第5種共同漁業権遊漁規則の一部を次の新旧対照表のとおり改正する。

新	旧
第1条～第7条 略 (遊漁承認証に関する事項) 第8条 組合は第2条の遊漁料を受けたときは、 <u>次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。以下「遊漁承認証」という。）</u> を交付するものとする。 <u>(1)承認期間</u> <u>(2)魚種</u> <u>(3)漁具・漁法</u> <u>(4)遊漁区域</u> <u>(5)遊漁料の額</u> <u>(6)注意事項</u> <u>(7)発行者名</u> <u>(削除)</u> 2. 遊漁者は遊漁承認証を他人に貸与してはならない。	第1条～第7条 略 (遊漁承認証に関する事項) 第8条 組合は第2条の遊漁料を受けたときは <u>別記様式1の遊漁承認証</u> （以下「遊漁承認証」という。）を交付するものとする。 <u>(新設)</u> 2. オンラインシステムで交付する遊漁承認証は、前項の規定にかかわらず別記様式2とする。 3. 遊漁者は遊漁承認証を他人に貸与してはならない。
第9条 略 (漁場監視員) 第10条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。 2. 漁場監視員は、 <u>次の事項を記載した漁場監視員証</u> を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。 <u>(1)氏名</u> <u>(2)有効期間</u> <u>(3)発行者名</u>	第9条 略 (漁場監視員) 第10条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。 2. 漁場監視員は <u>別紙様式3の漁場監視員証</u> を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。 <u>(新設)</u>
附 則 <u>1. この規則は令和5年9月1日から施行する。</u>	附 則 <u>1. この規則は平成25年9月1日から施行する。</u> <u>1. この規則は平成30年1月1日から施行する。</u> <u>1. この規則は令和3年6月30日から施行する。</u> <u>1. この規則は令和4年9月29日から施行する。</u>

(様式削除)

様式1(遊漁承認証)

遊漁承認証(年券)

遊漁承認証		(注意事項)	
No.	年度	写真 貼付	
承認期間 遊漁区域 (第4号区域)		魚種 漁具・漁法 遊漁料	
氏名	才		

発行者 早川河川漁業協同組合

様式2(オンラインシステムによる遊漁承認証)

遊漁承認証(年券)

年間漁承認証		年
姓	名	/ ~ /
遊漁料金 料金者 東川河川漁業協同組合 年間料金の支払いは年次に一括で行います。		
魚種	漁具・漁法	印
遊漁区域	遊漁料	注意事項

遊漁承認証(日券)

日釣遊漁承認証		年
姓	名	/
遊漁料金 料金者 東川河川漁業協同組合 料金日付、一日に限り有効とする。 魚種 漁具・漁法 遊漁区域 遊漁料		
監視員確認証		
氏名	料金日付	印
加入日付	料金日付	印
監視員以外が確認証を切り離すと無効になります。		

様式3(漁場監視員証)

漁場監視員証		No.
下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。		
氏名	(才)	
住所		
有効期間		
発行者	早川河川漁業協同組合	印

芦之湖漁業協同組合 遊漁規則 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

変更案	現 行															
第1条～第2条 (省略)	第1条～第2条 (省略)															
第3条2から5 (省略) 6 この漁場区域で次のア欄に掲げる区域においてイ欄の漁法によってウ欄の期間中遊漁してはならない。	第3条2から5 (省略) 6 この漁場区域で次のア欄に掲げる区域においてイ欄の漁法によってウ欄の期間中遊漁してはならない。															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>ア 区 域</th><th>イ 漁 法</th><th>ウ 期 間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三ツ石の突端から亀ヶ崎の突端を結んだ線以西の湖面</td><td>餌を用いた手釣り、竿釣り</td><td>3月1日から 5月31日まで</td></tr> <tr> <td>箱根町元箱根136地先庭石と箱根町元箱根134-3地先の桟橋付根(北緯35度12分22秒、東経139度01分02秒)を結んだ線以東の湖面のうち組合が指定する区域</td><td>餌を用いた手釣り、竿釣り、曳縄釣り</td><td>10月1日から 11月30日まで</td></tr> </tbody> </table>	ア 区 域	イ 漁 法	ウ 期 間	三ツ石の突端から亀ヶ崎の突端を結んだ線以西の湖面	餌を用いた手釣り、竿釣り	3月1日から 5月31日まで	箱根町元箱根136地先庭石と箱根町元箱根134-3地先の桟橋付根(北緯35度12分22秒、東経139度01分02秒)を結んだ線以東の湖面のうち組合が指定する区域	餌を用いた手釣り、竿釣り、曳縄釣り	10月1日から 11月30日まで	<table border="1"> <thead> <tr> <th>ア 区 域</th><th>イ 漁 法</th><th>ウ 期 間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三ツ石の突端から亀ヶ崎の突端を結んだ線以西の湖面</td><td>餌を用いた手釣り、竿釣り</td><td>3月1日から 5月31日まで</td></tr> </tbody> </table>	ア 区 域	イ 漁 法	ウ 期 間	三ツ石の突端から亀ヶ崎の突端を結んだ線以西の湖面	餌を用いた手釣り、竿釣り	3月1日から 5月31日まで
ア 区 域	イ 漁 法	ウ 期 間														
三ツ石の突端から亀ヶ崎の突端を結んだ線以西の湖面	餌を用いた手釣り、竿釣り	3月1日から 5月31日まで														
箱根町元箱根136地先庭石と箱根町元箱根134-3地先の桟橋付根(北緯35度12分22秒、東経139度01分02秒)を結んだ線以東の湖面のうち組合が指定する区域	餌を用いた手釣り、竿釣り、曳縄釣り	10月1日から 11月30日まで														
ア 区 域	イ 漁 法	ウ 期 間														
三ツ石の突端から亀ヶ崎の突端を結んだ線以西の湖面	餌を用いた手釣り、竿釣り	3月1日から 5月31日まで														
第4条～第8条 (省略) (遊漁承認証に関する事項) 第9条 組合は第2条の遊漁料の納付を受けたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。 (1)承認期間 (2)魚種 (3)漁具・漁法 (4)遊漁区域 (5)遊漁料の額 (6)注意事項 (7)発行者名 (削除) 2 遊漁者は遊漁承認証を他人に貸与してはならない。	第4条～第8条 (省略) (遊漁承認証に関する事項) 第9条 組合は第2条の遊漁料の納付を受けたときは別記様式（1）の遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。 (新設) 2 オンラインシステムで交付する遊漁承認証は、前項の規定にかかわらず、別記様式（2）とする。 3 遊漁者は遊漁承認証を他人に貸与してはならない。															

第10条（省略）

（漁場監視員）

第11条 漁場監視員は、この規則の施行に関して必要な指示を行うことがある。

- 2 漁場監視員は、次の事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとする。

（1）氏名

（2）有効期間

（3）発行者名

第12条（省略）

附則

1. この規則は令和5年9月1日から施行する。

（様式消除）

第10条（省略）

（漁場監視員）

第11条 漁場監視員はこの規則の施行に関して必要な指示を行うことがある。

- 2 漁場監視員は別記様式（3）の漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

（新設）

第12条（省略）

附則

1. この規則は平成25年9月1日から施行する。
2. この規則は平成29年3月1日から施行する。
3. この規則は令和2年1月1日から施行する。
4. この規則は令和3年11月2日から施行する。

The image shows four sample forms for fishing area monitoring certificates (漁場監視員証) arranged in a 2x2 grid. Each form has a header, a main body with various fields, and a signature section.

- 様式1**: Shows a header with '漁場監視員証' and 'No.' followed by a large empty box for a photo or stamp. Below it is a section for '免責事項' (Exemption Items) with the text '下記のとおり謹慎を承認します' (I hereby acknowledge the following). It includes fields for '道' (Prefecture), '県' (Prefecture), '市町村' (City/Town/Village), '漁港' (Fishing Port), '漁具種別' (Type of Fishing Gear), '漁港区域' (Fishing Port Area), '漁港番号' (Fishing Port Number), and '発行者' (Issuer). A small '印' (Stamp/Seal) box is at the bottom right.
- 様式2**: Shows a header with '漁場監視員証' and 'No.' followed by a large empty box for a photo or stamp. Below it is a section for '免責事項' (Exemption Items) with the text '下記のとおり謹慎を承認する旨を証明する' (I hereby acknowledge the following as proof of caution). It includes fields for '氏名' (Name), '選考月日' (Selection Month/Day), '有効期間' (Validity Period), and '発行者' (Issuer). A small '印' (Stamp/Seal) box is at the bottom right.
- 様式3**: Shows a header with '漁場監視員証' and 'No.' followed by a large empty box for a photo or stamp. Below it is a section for '注意事項' (Attention Items) with the text '1.----- 2.----- 3.-----'. It includes fields for '道' (Prefecture), '県' (Prefecture), '市町村' (City/Town/Village), '漁港' (Fishing Port), '漁具種別' (Type of Fishing Gear), '漁港区域' (Fishing Port Area), and '漁港番号' (Fishing Port Number). A small '印' (Stamp/Seal) box is at the bottom right.
- 様式4**: Shows a header with '漁場監視員証' and 'No.' followed by a large empty box for a photo or stamp. Below it is a section for '注意事項' (Attention Items) with the text '1.----- 2.----- 3.-----'. It includes fields for '道' (Prefecture), '県' (Prefecture), '市町村' (City/Town/Village), '漁港' (Fishing Port), '漁具種別' (Type of Fishing Gear), '漁港区域' (Fishing Port Area), and '漁港番号' (Fishing Port Number). A small '印' (Stamp/Seal) box is at the bottom right.

湯河原観光漁業協同組合 遊漁規則 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

変更案	現 行																		
(目的) 第1条 この規則は湯河原観光漁業協同組合が免許を受けた内共第6号第5種共同漁業権にかかる漁場の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となる水産動物、あゆ、やまめの採捕（以下「遊漁」という）について制限事項を定めることを目的とする。	(目的) 第1条 この規則は湯河原観光漁業協同組合が免許を受けた内共第6号第5種共同漁業権にかかる漁場の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となる水産動物、あゆ、 <u>にじます、</u> やまめの採捕（以下「遊漁」という）について制限事項を定めることを目的とする。																		
第2条（省略）	第2条（省略）																		
（漁具、漁法の制限） 第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ・ウ欄に掲げる漁具、漁法でなければならない。	（漁具、漁法の制限） 第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ・ウ欄に掲げる漁具、漁法でなければならない。																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">ア. 魚種</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">イ. 漁具</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">ウ. 漁法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">あゆ</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">竿釣</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">友釣、毛針釣</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;"><u>（削除）やまめ</u></td><td style="text-align: center; padding: 2px;">竿釣</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">エサ釣、毛針釣</td></tr> </tbody> </table>	ア. 魚種	イ. 漁具	ウ. 漁法	あゆ	竿釣	友釣、毛針釣	<u>（削除）やまめ</u>	竿釣	エサ釣、毛針釣	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">ア. 魚種</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">イ. 漁具</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">ウ. 漁法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">あゆ</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">竿釣</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">友釣、毛針釣</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;"><u>にじます・やまめ</u></td><td style="text-align: center; padding: 2px;">竿釣</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">エサ釣、毛針釣</td></tr> </tbody> </table>	ア. 魚種	イ. 漁具	ウ. 漁法	あゆ	竿釣	友釣、毛針釣	<u>にじます・やまめ</u>	竿釣	エサ釣、毛針釣
ア. 魚種	イ. 漁具	ウ. 漁法																	
あゆ	竿釣	友釣、毛針釣																	
<u>（削除）やまめ</u>	竿釣	エサ釣、毛針釣																	
ア. 魚種	イ. 漁具	ウ. 漁法																	
あゆ	竿釣	友釣、毛針釣																	
<u>にじます・やまめ</u>	竿釣	エサ釣、毛針釣																	
（遊漁期間） 第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内でなければならない。	（遊漁期間） 第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内でなければならない。																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">ア. 魚種</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">イ. 期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">あゆ</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">6月1日から10月14日までの期間内で組合が定め公示する日から10月14日まで及び12月1日から12月31日まで</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;"><u>（削除）やまめ</u></td><td style="text-align: center; padding: 2px;">3月1日から10月14日までの期間内で組合が定め公示する日から10月14日まで</td></tr> </tbody> </table>	ア. 魚種	イ. 期間	あゆ	6月1日から10月14日までの期間内で組合が定め公示する日から10月14日まで及び12月1日から12月31日まで	<u>（削除）やまめ</u>	3月1日から10月14日までの期間内で組合が定め公示する日から10月14日まで	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">ア. 魚種</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">イ. 期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">あゆ</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">6月1日から10月14日までの期間内で組合が定め公示する日から10月14日まで及び12月1日から12月31日まで</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;"><u>にじます・やまめ</u></td><td style="text-align: center; padding: 2px;">3月1日から10月14日までの期間内で組合が定め公示する日から10月14日まで</td></tr> </tbody> </table>	ア. 魚種	イ. 期間	あゆ	6月1日から10月14日までの期間内で組合が定め公示する日から10月14日まで及び12月1日から12月31日まで	<u>にじます・やまめ</u>	3月1日から10月14日までの期間内で組合が定め公示する日から10月14日まで						
ア. 魚種	イ. 期間																		
あゆ	6月1日から10月14日までの期間内で組合が定め公示する日から10月14日まで及び12月1日から12月31日まで																		
<u>（削除）やまめ</u>	3月1日から10月14日までの期間内で組合が定め公示する日から10月14日まで																		
ア. 魚種	イ. 期間																		
あゆ	6月1日から10月14日までの期間内で組合が定め公示する日から10月14日まで及び12月1日から12月31日まで																		
<u>にじます・やまめ</u>	3月1日から10月14日までの期間内で組合が定め公示する日から10月14日まで																		
2. 遊漁時間は毎日日の出1時間前より日没1時間後までとする。 3. 第1項の公示は神奈川新聞紙上に公示するものとする。	2. 遊漁時間は毎日日の出1時間前より日没1時間後までとする。 3. 第1項の公示は神奈川新聞紙上に公示するものとする。																		
第5条（省略）	第5条（省略）																		

(全長制限)

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア. 魚種	イ. 体長
(削除)やまめ	12cm以下(約4寸)

(遊漁料金の額及び納付方法)

第7条 第2条に掲げる漁具、漁法により遊漁するものは、組合指定の販売店において納付するとき(店売り)、又は遊漁する場所において漁場監視員に納付するとき(現場売り)の遊漁料は次表のとおりとする。

魚種	期間	遊漁料
あゆ・やまめ 共通	1日	店売り 800円 現場売り 1,000円
	2日	店売り 1,200円
	1年	6,500円

2. 次表のア欄に掲げる者は遊漁料は前項の規定にかかわらずイ欄のとおりとする。

ア.区分	イ.料金
未就学の児童及び小学生	無料
身体障害者(身体障害者福祉法第15条に基づく手帳を提示した者)	1/2
中学生	前項の内1日券及び2日券については1/2、年券については1/4に相当する額

3. 組合指定販売所

(削除)

(削除)

千歳川案内所

湯河原町土肥2-21-37

(削除)

(社)湯河原温泉観光協会

湯河原町宮上566

(削除)

(全長制限)

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア. 魚種	イ. 体長
にじます・やまめ	12cm以下(約4寸)

(遊漁料金の額及び納付方法)

第7条 第2条に掲げる漁具、漁法により遊漁するものは、組合指定の販売店において納付するとき(店売り)、又は遊漁する場所において漁場監視員に納付するとき(現場売り)の遊漁料は次表のとおりとする。

魚種	期間	遊漁料
あゆ・にじます やまめ共通	1日	店売り 800円 現場売り 1,000円
	2日	店売り 1,200円
	1年	6,500円

2. 次表のア欄に掲げる者は遊漁料は前項の規定にかかわらずイ欄のとおりとする。

ア.区分	イ.料金
未就学の児童及び小学生	無料
身体障害者(身体障害者福祉法第15条に基づく手帳を提示した者)	1/2
中学生	前項の内1日券及び2日券については1/2、年券については1/4に相当する額

3. 組合指定販売所

つりよし

湯河原町土肥2-21-22

板倉販売所

熱海市泉99-7

千歳川案内所

湯河原町土肥2-21-37

丸山販売所

湯河原町宮上357

(社)湯河原温泉観光協会

湯河原町宮上566

(株)湯河原総合情報センター

湯河原町宮下661

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は第2条に基づく遊漁料の納付を受けたときは、下記の内容を満たす遊漁承認証を交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項

2. 遊漁承認証を他人に貸与してはならない。

第9条 (省略)

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規則の施行に関し必要な指示を行うことがある。

2. 漁場監視員は、下記の内容を満たす漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 発行者名

第11条 (省略)

(附 則)

1. この規則は令和5年9月1日から施行する

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は第2条に基づく遊漁料の納付を受けたときは、別記様式1の遊漁承認証を交付するものとする。

(新設)

2. 遊漁承認証を他人に貸与してはならない。

第9条 (省略)

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規則の施行に関し必要な指示を行うことがある。

2. 漁場監視員は、別記様式2の漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(新設)

第11条 (省略)

(附 則)

1. この規則は平成25年9月1日から施行する

